

各位

会 社 名 株式会社ジーンテクノサイエンス 代表者名 代表取締役社長 谷 匡 治 (コード番号: 4584 東証マザーズ) 朝 行 役 員 経営管理本部長 (TEL, 03-6222-9547)

第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに 第9回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、第三者割当により、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といいます。)、及び第9回新株予約権(行使価額修正条項付)(以下、「本新株予約権」といいます。)を発行すること、並びに金融商品取引法による届出の効力発生を条件とした本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る買取契約(以下、「本買取契約」といいます。)を締結することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先である CVI Investments, Inc. は、Susquehanna International Group に属する Heights Capital Management, Inc. によって運用されており、グループとして 100 件を超えるバイオテクノロジーへの投資及びグローバルな資産運用の実績を有し、投資先と良好な関係を構築しながら中長期的に投資先の株主価値最大化を金融面から支援していく方針の投資家です。

なお、2018年6月19日に発行いたしました行使価額修正条項付第6回新株予約権につきましては、本日付の取締役会決議において、その残存する全てを取得及び消却すること並びにこれに伴う第6回新株予約権の資金使途の変更を決議いたしました。詳しくは、本日付で開示いたしました「第三者割当による行使価額修正条項付第6回新株予約権の取得及び消却並びに資金使途の変更及び行使停止要請通知に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 募集の概要

<本新株予約権付社債発行の概要>

(1) 払 込 期 日	2019年10月16日
(2)新株予約権の総数	30 個
(3) 各社債及び新株予約権 の 発 行 価 額	社債:金600,000,000円 (各社債の額面金額100円につき金100円) 新株予約権:新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。

(4) 当該発行による 潜 在 株 式 数	810,810 株 上限転換価額は修正条件から実質的に740円となります。 上記潜在株式数は、当初転換価額で転換された場合における最大交 付株式数です。下限転換価額は370円ですが、下限転換価額におけ る潜在株式数は1,621,621株です。
(5) 细 法 次 A の 妬	
(5)調達資金の額	600,000,000 円
(6) 転換価額及びその修正条件	当初転換価額740円 2020年4月17日、2020年10月17日、2021年10月17日、2022年4月17日及び2022年10月17日(以下、個別にまたは総称して「CB修正日」といいます。)において、(i)当該CB修正日に先立つ15連続取引日において、株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い2つの価額の合計金額を2で除した金額(1円未満の端数切り上げ)の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、または(ii)当該CB修正日において有効な転換価額のいずれか低い方に修正されます。但し、CB修正日にかかる修正後の転換価額が下限転換価額(本新株予約権付社債の発行要項第12項第(4)号(二)第3号、第4号及び第9号の規定を準用して調整されます。)を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とします。
(7) 募集または割当方法	第三者割当の方法による
(8) 割 当 予 定 先	CVI Investments, Inc.
(9) 利率及び償還期日	利率:本社債には利息を付さない 償還期日:2022年10月31日
(10) 償 還 価 額	額面 100 円につき 100 円
(11) その他	本買取契約において、以下の内容が定められる予定です。 (1)上記割当予定先への割当を予定する本新株予約権付社債の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とする。 ① 本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること② 本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行につき、差止命令等がなされていないこと③ 当社株式が上場廃止となっていないこと④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと⑤ 当社が割当予定先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと (2)各 CB 修正日において、上記(1)③乃至⑤に定める条件が充足され、かつ、修正後の転換価額が下限転換価額を上回ることを条件として、割当予定先は、本社債のうち、本社債の総額の6分の1に相当する額または残存する本社債の総額の6分の1に相当する額または残存する本社債の総額の6分の1に相当する額または残存する本社債の総額の6分の1に相当する額または残存する本社債の総額の6分の1に相当する額または残存する本社債の総額の6分の1に相当する額または残存する本社債の総額の6分の1に相当する額または残存する本社債の総額の6分の1に相当する額または残存する本社債の総額の6分の1に相当する額または残存する本社債の総額の6分の1に相当する額または残存する本社債の総額の6分の1に相当する額または残存する本社債の総額の6分の1に相当する額または残存する本社債の総額の6分の1に相当する額または残存する本社債の総額の6分の1に相当する額または表現ので10人の1人の1人の1人の1人の1人の1人の1人の1人の1人の1人の1人の1人の1人

年10月17日において、上記(1)③乃至⑤に定める条件が充足され、かつ、修正後の転換価額が下限転換価額を上回ることを条件として、割当予定先は、かかる繰り延べられた本対象部分及び残存する本社債の総額を、当社普通株式に転換するものとし、この場合において繰り延べは行われない。

- (3)各 CB 修正日において、修正後の転換価額が下限転換価額となる場合、当社は、本対象部分を、各社債の金額 100 円につき 100 円を 0.9 で除した金額で償還するものとする。但し、割当予定先は、当該 CB 修正日の前営業日までに書面により通知することにより、かかる償還の全部または一部を、次回以降の CB 修正日に繰り延べることができる。
- (4)当社が本買取契約に定める取引(当社によるその全て若しくは 実質的に全ての資産の処分等)を行い、かつ割当予定先が当社 に償還を要求した場合または当社に本買取契約に定める事由 (当社が発行する株式の上場廃止等)が発生した場合等におい ては、当社は残存する本新株予約権付社債の全てを各社債の金 額100円につき125円で償還するものとする。
- (5)本新株予約権付社債の譲渡には、当社取締役会の承認を必要とする(但し、割当予定先における管理コスト削減の観点で、Bank of America Merrill Lynch、J.P. Morgan 及び Goldman Sachs & Co. 並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされている。)。なお、譲渡された場合でも、割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる。

また、本買取契約においては、「7.割当予定先の選定理由等(6) ロックアップについて」に記載しておりますとおり、ロックアップ に係る条項が定められる予定です。

<本新株予約権発行の概要>

(1)	割 当 日	2019年10月16日
(2)	発行新株予約権数	7, 298 個
(3)	発 行 価 額	新株予約権1個当たり479円
		潜在株式数:729,800株(本新株予約権1個につき 100株)
(4)	当該発行による	本新株予約権の上限行使価額は740円であり、上限行使価額におい
(4)	潜在株式数	ても潜在株式数は変動しません。また、下限行使価額は370円であ
		り、下限行使価額においても潜在株式数は変動しません。
	調達資金の額(新株予	540,052,000 円(注)
(5)	約権の行使に際して出	
	資される財産の価額)	
		当初行使価額 740 円
		本新株予約権の行使価額は、2020年4月17日、2020年10月17日、
	仁 压 堀 エエ ァエ	2021年4月17日、2021年10月17日、2022年4月17日、2022年
(6)	行使価額及び	10月17日、2023年4月17日及び2023年10月17日(以下、「本
	行使価額の修正条件	新株予約権修正日」といいます。)の各日において、本新株予約権修
		正日以降、(i)当該本新株予約権修正日に先立つ 15 連続取引日にお
		いて、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加

	重平均価格の最も低い2つの価額の合計金額を2で除した金額(1 円未満の端数切り上げ)の90%に相当する金額の1円未満の端数を 切り上げた金額、または(ii)当該本新株予約権修正日において有効 な行使価額のいずれか低い金額に修正されます。但し、上記修正条 項に従って計算された価額が下限行使価額(各本新株予約権の発行 要項第11項第(3)号、第(4)号及び第(9)号の規定を準用して調 整されます。)を下回る場合には、修正後の金額は下限行使価額とな		
	ります。		
(7) 募集または割当方法	第三者割当の方法による		
(8) 割 当 予 定 先	CVI Investments, Inc.		
(9) その他	本買取契約において、以下の内容が定められる予定です。 (1)上記割当予定先への割当を予定する本新株予約権の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とする。 ① 本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること ② 本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行につき、差止命令等がなされていないこと ③ 当社株式が上場廃止となっていないこと ④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと ⑤ 当社が割当予定先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと (2)本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を必要とする(但し、割当予定先における管理コスト削減の観点で、Bank of America Merrill Lynch、J.P. Morgan 及び Goldman Sachs & Co. 並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされている。)。なお、譲渡された場合でも、割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる。また、本買取契約においては、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由(1)資金調達方法の概要」及び「7. 割当予定先の選定理由等(6)ロックアップについて」に記載しておりますとおり、本新株予約権の買取りに係る条項及びロックアップに係る条項が定められる予定です。		

(注)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予 約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正または調整された場合には、 調達資金の額は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社 が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社は、下記「【資金調達の目的】」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしましたが、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由(2)資金調達方法の選択理由(他の資金調達方法との比較)」に記載のとおり、公募増資や MSCB 等の各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、割当予定先との間で協議を進めてきた下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由(1)資金調達方法の概要」に記載された本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行(以下、「本資金調達」といいます。)は、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由(2)資金調達方法の選択理

由 (本資金調達の特徴)」に記載のメリットがあることから、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2)資金調達方法の選択理由 (本資金調達の特徴)」に記載の留意点に鑑みても、本資金調達が当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本資金調達を行おうとするものであります。

【資金調達の目的】

当社並びに当社の完全子会社である株式会社セルテクノロジー(以下、「当社グループ」といいます。)は、新たな事業ステージを指す GTS3.0「バイオで価値を創造するエンジニアリングカンパニー」を目標に掲げ、これまでの事業活動で得てきたバイオ技術に関するノウハウ及び知見並びに株式会社セルテクノロジーが所有する歯髄細胞バンクを最大限活用し、従来より手掛けてきた希少疾患、難病に加えて、小児疾患を重点的なターゲットと定め、これらの疾患に悩む患者様、そのご家族や介護者の方を含めた包括的なケアを目指して、新薬のみならず新たな医療の開発・提供に取り組んでおります。

当社グループは、バイオシミラー事業で安定的な収益を上げながらバイオ新薬事業と新規バイオ事業で大きな成功を成し遂げるという独自のビジネスモデルを形成しており、バイオシミラー事業において、ダルベポエチンアルファバイオシミラー(開発コード: GBS-011)については、2019年9月に共同開発先である株式会社三和化学研究所が厚生労働省から医薬品製造販売承認を取得し、ラニビズマブバイオシミラー(開発コード: GBS-007)については、2017年11月より国内における第Ⅲ相臨床試験開始、2019年2月には同試験における最終患者登録完了に至り、並行して海外導出も果たすなど安定収益獲得に向けた最終段階に至っております。一方で中長期的な成長事業であるバイオ新薬事業及び新規バイオ事業(再生医療/細胞治療)においては、従来より手掛けてきた事業に加えて、今年度より新たな研究開発用ソースとして獲得した歯髄幹細胞を活用して共同研究及び提携に関する協議を様々な機関と進めている最中であります。

歯髄幹細胞は乳歯から採取する若年由来の細胞であるため修復・再生能力が高く、また他の幹細胞と異なり骨、軟骨及び神経細胞に分化し易い特徴を有しているため、従来の幹細胞では治療が難しかった疾患の治療が期待されます。また、これまでの医薬品開発は罹患者数の多い疾患がターゲットとされておりましたが、近年は希少疾患・難病の治療薬開発にシフトしており、当社の事業戦略上の軸となる再生医療市場も拡大傾向にあり、2030年には日本だけでも1兆円規模に成長する*と予測されております。このような状況の中、当社グループは歯髄幹細胞に適性のある疾患を見極め、これまで培ってきたプロジェクトマネジメント力を駆使し、社外パートナーと効率的に開発を進めることで当該事業を推進してまいります。本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行及び行使によって調達する資金は、これら当社グループの重要な成長事業であるバイオ新薬及び新規バイオ事業(再生医療/細胞治療)に資する予定であります。

*出典:2015年8月 経済産業省生物化学産業課「法施行を踏まえた再生医療の産業化に向けた取組」

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、割当予定先に対し本新株予約権付社債及び本新株予約権を割り当て、割当予定先による行使によって当社が資金を調達する仕組みとなっております。本新株予約権付社債の転換価額は740円、本新株予約権の行使価額は、740円に当初設定されていますが、本新株予約権付社債及び本新株予約権については発行後6か月毎のCB修正日に転換価額及び行使価額が修正される可能性があります。転換価額の修正が行われる場合、本新株予約権付社債の転換価額は、(i)当該CB修正日に先立つ15連続取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い2つの価額の合計金額を2で除した金額(1円未満の端数切り上げ)の91%

に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、または(ii)当該 CB 修正日において有効な転換価額のいずれか低い方に修正されます。本新株予約権については、(i)当該本新株予約権修正日に先立つ15連続取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い2つの価額の合計金額を2で除した金額(1円未満の端数切り上げ)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、または(ii)当該本新株予約権修正日において有効な行使価額のいずれか低い金額に修正されます。但し、いずれの場合においても、かかる修正後の転換価額または行使価額が下限転換価額または下限行使価額を下回ることはありません。当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とした本買取契約を締結いたします。本買取契約においては以下の内容が定められる予定です。

本新株予約権の買取りに係る条項

当社が本買取契約に定める取引(当社によるその全て若しくは実質的に全ての資産の処分等)を行った場合または当社に本買取契約に定める事由(当社が発行する株式の上場廃止等)が発生した場合等においては、割当予定先が本新株予約権への投資を行うにあたって当初想定した前提に重大な変更が生じることに鑑み、割当予定先が当社に要求した場合には、当社は本新株予約権を当該時点における合理的な価格として、本買取契約に定めるブラック・ショールズ価格(ブラック・ショールズ・モデルを用いて、当社普通株式の価格、ボラティリティ等を考慮して算出される価格)で買い取ることとされています。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は、2018 年 6 月に行使価額修正条項付第 6 回新株予約権を発行後、約 10 億円の資金を調達し、これらはすべて既存バイオシミラー事業の研究開発費に充当予定であります。その甲斐あってバイオシミラー事業で 2 品目について国内における上市の目途が立ち、加えて当社株式の流動性向上についても、同時に実施した株式分割及び当該新株予約権の行使によって、さらなる向上に取り組む余地はあるものの一定の成果を挙げることが出来たと考えております。一方、今年度に入って実施した株式会社セルテクノロジーを完全子会社化に伴い、中長期の事業戦略及び資金調達戦略を見直した結果、当社の重要な成長事業であるバイオ新薬及び新規バイオ事業 (再生医療/細胞治療)を推進するに既存の調達方法では機動性の観点から十分ではないと判断し、さらには、最近の当社株価が既存の行使価額修正条項付第 6 回新株予約権における下限行使価額を下回る状況が続いており、追加の資金調達が進まない現状も踏まえて、他の資金調達方法を検討した結果、機動的な戦略実行に備え一定の金額を発行時点で調達することができる今回の資金調達方法に切り替えることを選択いたしました。

また、当社は今回の資金調達に際し、以下の「(本資金調達の特徴)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

(本資金調達の特徴)

当社は、上記「2.募集の目的及び理由【資金調達の目的】」に記載のとおり、既存の第6回新株予 約権の行使によって得た資金を基にバイオシミラー事業における GBS-011、GBS-007 の開発を推進し、 両品目の上市によって 2022 年 3 月期以降の黒字化が見えてまいりました。 両パイプラインの進捗により当社の財務基盤を安定させるためのバイオシミラー事業は一定の目途が立ったと考え、今後はさらなる成長を追求するため、かねてより取り組んでおりました当社グループが所有する歯髄幹細胞を軸

とした新規バイオ事業(再生医療/細胞治療)に本資金調達によって得た資金を充当し、同事業を本 格始動してまいります。具体的には、先般お知らせした 2019 年 9 月 10 日付「昭和大学との歯髄幹細 胞を活用した骨関連疾患の治療法創出に向けた共同研究契約締結のお知らせ」、同9月 18 日付「岐阜 薬科大学との歯髄幹細胞を活用した眼関連疾患の治療法創出に向けた共同研究契約締結のお知らせ」 及び現在協議しているその他アカデミアとの共同研究開発費用、加えて本日開示いたしました「再生 医療ベンチャーHeartseed 株式会社に対する出資のお知らせ」における Heartseed 株式会社及び再生 医療関連の将来有望な会社との協業あるいは技術導入、または歯髄幹細胞を核とした細胞治療プラッ トフォーム確立のための具体的進捗にかかる費用等が対象となります。これらの案件は、既にパート ナーと協働段階に至っているため具体的に進捗させるための開発資金が必要な状況にあり、発行時に 資金が調達できる本新株予約権付社債の発行は、当社の資金ニーズに合致する仕組みであります。加 えて、これら蓋然性の高い案件の他に今後発生してくる成長事業案件に関して、本新株予約権の行使 によって資金を得られた場合は、好機を逸することなく機動的な経営判断が下せるように同資金を充 当いたします。本新株予約権は、6か月毎に行使価額が修正されるものであることから最低6か月間 は行使価額が一定となり、成長事業案件が市場から評価されたことにより株価が上昇し、行使価額を 大きく上回った場合、割当先が行使を行う蓋然性が高まり、当社としてはそういった状況下において 資金の確保を行うことが期待出来る仕組みとなっており、案件開示後にタイムリーに資金調達が可能 となります。万が一、マクロ的な要因等によって株価が期待通り上昇しなかった場合においても、行 使価額が6か月毎に修正されることから、一定の行使の蓋然性は担保された仕組みとなっております。 これは、株価に応じて日々行使価額が修正される新株予約権(以下、「MS ワラント」といいます。)と 比較して株価上昇時の調達資金額は少なくなりますが、割当先が株価の状況に関わり無く短期間に株 式を売却するインセンティブが働きにくく、当社のように流動性が未だ不十分な企業にとって、結果 的に株価への影響を相対的に限定させつつ、必要資金の調達の確度を上げることに繋がると考えてお ります。また、本新株予約権の発行規模は約5億4千万円と本新株予約権付社債の発行額6億円より 少なく設定しております。これは本新株予約権の行使と売却のタイミングが割当先の判断によるもの であることから、株主価値の観点から現状見込まれる必要最低限の資金ニーズに沿ったものにし、潜 在希薄化率をできる限り減らすことが一番の理由です。この仕組みの特徴として行使価額修正の間隔 が6か月間毎であり、日々の株価の動きに基づくというよりは行使及び売却ではなく、基本的には今 後の成長事業案件の開示とその後の株価の動きに応じて行使されることが期待できる仕組みとなりま す。そのため、結果として不必要な新株式発行を抑えられると判断し、本新株予約権の発行規模を決 定しました。さらに株主価値の観点から考察いたしますと、成長事業案件の開示、後述のバイオ事業 に精通した割当先の当社に対する理解、中長期的な事業成長を見込んだ投資スタンス、すなわち機械 的に行使及び行使後即時の株式売却を行う傾向にある MS ワラントと違い、事業性の評価を前提とした スタンス、同スタンスを反映させた本新株予約権の仕組みによる開示後の株価に与える影響の最小化、 調達した資金でさらなる案件の進捗といった好循環を形成し、当社の意向並びに株主価値の向上に沿 った仕組みになると考えております。

さらに、本資金調達の割当先である CVI Investments, Inc. は、これまで海外においてバイオ関連事業への投資をいくつも手掛けており且つ複数回に及ぶ面談を通じて、同分野に精通した海外機関投資家であることを確認しております。同社は当社の現況及び事業戦略方針を充分に理解し、中長期的に金融面で当社を支援したい旨表明しております。今回の調達の仕組みに加え、バイオ関連事業に精通した純投資目的の機関投資家をパートナーにすることにより、新規の成長事業案件に関しては都度株主価値を最大限にするよう必要な資金を確保し実施していくことが期待でき、適時適切な資金調達を実現しながら事業運営を推進していけるものと考えております。

MS ワラントを中心に広く一般に従来から実施されてきた、案件の有無に関係なく事前に資金を確保

するという戦略ではなく、都度必要な額を調達し潜在的な株主価値の希薄化を最小化するという方針を採用することは、当社が昨年から実施している資金調達からの方針の切り替えになりますが、2019年4月の株式会社セルテクノロジー買収以降、再生医療事業に関する案件は、その発生タイミング及び投資規模が読みにくいことが明らかになりましたので、このような調達方法に切り替え、株主価値の向上に繋げていきたいと考えております。

[留意点]

本新株予約権付社債及び本新株予約権については、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って資金調達がなされる仕組みであり、資金調達の進捗について以下の留意点があります。

- (ア)株価が本新株予約権の行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による本新株予約権の行 使が期待できないため、資金調達の金額が当初の予定を下回ることとなります。
- (イ)本新株予約権の行使価額は、6か月毎に当初行使価額より低い水準に修正される可能性があり、 その場合、資金調達の金額が当初の予定を下回ることとなります。
- (ウ)株価が本新株予約権の行使価額を超えている場合でも、割当予定先が本新株予約権を行使する とは限らず、資金調達の時期には不確実性があります。
- (エ)本新株予約権付社債については、発行時点においては会計上の負債であり資本には参入されず、 一時的に負債比率が上昇します。
- (オ)本新株予約権付社債については、当初転換価額が上方に修正されないため、株価が下方となった場合、当初転換価額を下回る水準で6か月毎に転換価額が修正され、現状対比で低い株価で希薄化が発生する可能性があります。一方で、上記「<本新株予約権発行の概要>(11)その他」の本買取契約で定められる予定の内容のうち(1)③乃至⑤に定める条件が充足されないことにより、または、修正後の転換価額が下限転換価額を上回らないことにより、転換が進まず現金で償還する可能性があります。」

(他の資金調達方法との比較)

- ① 公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の 希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。
- ② 株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかが不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ③ 社債及び借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、本新株予約権付社債のような資本への転換の機会がなく、調達金額が負債となるため、財務健全性指標が低下します。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

- (1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)
 - ・払込金額の総額 1,143,547 千円
 - ・発行諸費用の概算額 27,450 千円・差引手取概算額 1,116,097 千円
- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権付社債の発行価額(600,000,000円)及び本新株予約権の発行価額の総額(3,495,742円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(540,052,000円)を合算した金額です。上記差引手取概算額は、上記払込金額の総額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。
 - 2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

- 3. 本新株予約権の行使価額が修正または調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。
- 4. 発行諸費用の概算額は、主に、キャンターフィッツジェラルド証券株式会社へのエージェント費用、弁護士費用、価額算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額1,116百万円の具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

調達区分	具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
本新株予約権付社債	バイオ新薬及び新規バイオ事業における既に 具体的な開発活動をスタートさせている案件 に関する費用	585	2019年10月~2020年6月
本新株予約権	バイオ新薬及び新規バイオ事業における今後 の新規案件拡充費用及び当該案件の推進に必 要な研究開発費用	530	2019年10月~2022年3月

- (注) 1. 支出時期までの資金管理については、当社預金口座で適切に管理する予定であります。
 - 2. 本新株予約権の行使の有無は本新株予約権者の判断に依存するため、行使可能期間中に行使が 行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があります。その場合には、自 己資金の充当、借入れ等の方法により対応する予定です。

バイオ新薬及び新規バイオ事業における既に具体的な開発活動をスタートさせている案件に関する費用

当社は、バイオ医薬品及び再生医療市場の急拡大に機を逸することなく適応し、高い収益性と成長性を兼ね備えたバイオテクノロジー関連企業であり続けるために、バイオシミラーの開発と並行してバイオ新薬事業及び再生医療分野における新規バイオ事業の推進を行うことが重要と考えております。この方針に基づき、大学や提携先企業等のパートナーとの共同研究費、開発品目における科学的妥当性及び事業性の検証を行う薬効薬理試験・安全性試験・細胞株構築、小規模の製造の検討等に係る研究開発費用、並びに歯髄幹細胞と適性のある希少性・難治性疾患領域をターゲットとした開発品目や技術等を導入するための費用が必要となります。具体的には、上記「3.資金調達方法の概要及び選択理由 (2)資金調達方法の選択理由 (本資金調達の特徴)」に記載のとおり、昭和大学、岐阜薬科大学及び現在協議しているその他アカデミアとの共同研究開発費用、再生医療関連の将来有望な会社との協業あるいは技術導入、並びに歯髄幹細胞を核とした細胞治療プラットフォーム確立のための具体的進捗にかかる費用等、実際に開発活動をスタートさせている案件に対して本新株予約権付社債の発行に係る調達資金の全額となる 585 百万円を充当いたします。

バイオ新薬及び新規バイオ事業における今後の新規案件拡充費用及び当該案件の推進に必要な研究開発費用

上記「バイオ新薬及び新規バイオ事業における既に具体的な開発活動をスタートさせている案件に関する費用」以外の現在取り組んでいるバイオ新薬及び新規バイオ事業の新規案件費用及び当該案件の研究開発費用として、本新株予約権の行使に係る調達資金の全額となる 530 百万円を充当いたします。

なお、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、バイオシミラー事業で必要な資金は、既存の行使価額条項付第6回新株予約権で調達した資金を

充当できる見込みとなり、加えて今後の事業戦略の見直しの結果、追加資金は不要と判断したため本 資金調達で得た資金はバイオシミラー事業には充当いたしません。

当社が2016年3月28日、2016年12月5日、2017年3月9日、2018年6月1日開催の取締役会にてそれぞれ決議した第三者割当による新株発行及び新株予約権発行に係る同日提出の有価証券届出書による調達資金の充当状況等は以下のとおりであります。

2016 年 3 月 28 日に決議した第三者割当による新株発行に係る有価証券届出書による調達資金の充当状況 (2019 年 9 月 30 日現在)

	具体的な使途	充当予定額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出予定時期			
バイ	イオシミラー事業						
1	GBS-002~009 のうち4品目に係る製造方法の確立・非臨床試験にかかる費用	525	525	2016年4月~2019年3月			
2	GBS-001~009 のうち2品目の原薬製造委託にかかる製造委託費用	388	388	2016年4月~2017年3月			
3	新規バイオシミラーパイプライン3品目の細胞 株構築、製法プロセス・品質の検討にかかる費用	462	462	2016年7月~2019年6月			
新規	新規バイオ事業						
4	新規バイオ事業(再生医療含む)の検討・非臨床 試験等の研究開発費用	600	600	2016年7月~ 2019年6月			

2016 年 12 月 5 日に決議した第三者割当による新株発行に係る有価証券届出書による調達資金の充当状況 (2019 年 9 月 30 日現在)

	具体的な使途	充当予定額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出予定時期				
バイ	イオシミラー事業							
1)	GBS-002~009 のうち別件第三者割当において未 着手の1品目の製造プロセス・品質の検討にかか る費用	147	147	2016年12月~2019年3月				
2	新規バイオシミラーパイプラインの2品目の細胞株構築、製法プロセス・品質の検討にかかる費用	235	235	2016年12月~2018年10月				
バイ	バイオ新薬事業							
3	バイオ新薬の新たなシーズ探索研究及び非臨床 試験にかかる研究開発費用	113	113	2016年12月~ 2018年12月				

2017 年 3 月 9 日に決議した第三者割当による新株発行に係る有価証券届出書による調達資金の充当状況 (2019 年 9 月 30 日現在)

具体的な使途	充当予定額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出予定時期					
バイオシミラー事業								
当社で開発中の本バイオシミラーの商用原薬生産に	297.3	297.3	2017年4月~					

向けた製造スケールアップ及び品質の検討にかかる		2018年9月
費用		

2018 年 6 月 1 日に決議した第三者割当による新株予約権発行に係る有価証券届出書による調達資金の充当状況 (2019 年 9 月 30 日現在)

	具体的な使途	充当予定額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出予定時期				
バイ	イオシミラー事業							
1	GBS-002~011 のうち3品目に係る製造方法の最終化、商用品の供給に向けた準備、製造販売承認の取得に向けた申請等の準備にかかる費用	1, 350	518	2019年4月~2022年12月				
2	新規バイオシミラーパイプライン1~2品目の 製法プロセス開発、品質試験及び非臨床試験にか かる費用	650	-	2019年4月~2022年3月				
バイ	バイオ新薬事業及び再生医療事業							
3	既存バイオ新薬の研究開発費用及びバイオ新薬 の導入・新規バイオ事業 (再生医療) の拡充費用	1, 059	_	2019年4月~2023年3月				

5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2.募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回調達する資金は今後の当社の中長期的な企業価値の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであり、また、既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

①本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結予定の本買取契約に定めら れた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会 計(代表者:黒崎知岳、住所:東京都港区元赤坂一丁目1番8号)(以下、「赤坂国際会計」といいま す。)に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を考 慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日 (2019年9月27日) の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提(当社の株価 (740円)、配当額(0円)、無リスク利子率(▲0.3%)、当社株式の株価変動性(53%)及び市場出 来高、割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施 すること、等)を置き、本新株予約権付社債の評価を実施しています。当社は、本新株予約権付社債 の特徴、当社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案した結果、本新株予約権付社債の発 行価額を各本社債の金額 100 円につき金 100 円とすることを決定しております。また、本株予約権 付社債の転換価額は、今後の当社の株価動向に基づき段階的に行使がなされることを目的として、 割当予定先との協議により、6か月毎のCB修正日毎に、当該CB修正日に先立つ15連続取引日の東 京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い2つの価額の合計 金額を2で除した金額(1円未満の端数切り上げ)の91%に相当する金額または当該CB修正日にお いて有効な転換価額のいずれか低い方に修正されるものとし、当初の転換価額については2019年9

月 27 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額、下限転換価額については 2019 年 9 月 27 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 50%下回る額に設定 されており、最近 6 か月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。また、転換価額の下方修正条項があり実質的に当初転換価額が上限である修正条件については、本新株予約権付社債権の発行により速やかな資金調達ができることを考慮すれば特に不合理ではないと考えております。当社は、本新株予約権付社債の発行価額が赤坂国際会計の算定した価値評価額(各社債の金額 100 円につき金99.3 円から金103.2 円)の範囲内であり、本社債に本新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち本新株予約権の実質的な対価と本新株予約権の公正な価値とを比較し、本新株予約権の実質的な対価(社債額面 100 円当たり 8.2 円から 14.2 円)が本新株予約権の公正な価値(社債額面 100 円当たり 4.1 円)を上回っており、その評価手続きについて特に不合理な点がないことから、本新株予約権付社債の発行条件は合理的であり、本新株予約権付社債の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名(うち社外監査役2名)全員から、本新株予約権付社債の発行条件は、第三者算定機関の選定が妥当であること、本新株予約権付社債に付された新株予約権の実質的対価は当該新株予約権の公正な価値を上回っていること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当しない旨の意見を得ております。

②本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しております。また、赤坂国際会計は、評価基準日(2019年9月27日)の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提(当社の株価(740円)、配当額(0円)、無リスク利子率(▲0.3%)、当社株式の株価変動性(53%)及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること、等)を置き、本新株予約権の評価を実施しています。当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額(本新株予約権1個につき金479円)を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を479円とし、本新株予約権の行使価額は当初、2019年9月27日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額としました。

本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額とされているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査役3名(うち社外監査役2名)全員から、①本新株予約権の払込金額の算定に際しては、第三者算定機関が、本新株予約権の行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期

間、株価変動性、金利等の本新株予約権の公正価値に影響を及ぼす可能性のある事象を前提とし、かつ、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しており、かかる第三者算定機関による公正価値の評価額は適正かつ妥当な価額と解されるところ、②第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を踏まえて本新株予約権の払込金額が決定されていることから、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に交付される株式数 (810,810 株) 並びに本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 (729,800 株) を合算した総株式数は1,540,610 株 (議決権数15,406 個) (但し、本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換されたと仮定した場合に交付される最大株式数1,621,621 株を合算した総株式数は2,351,421 株 (議決権数23,514 個)) であり、2019 年8月7日現在の当社発行済株式総数27,646,986 株 (議決権総数276,448 個) に対して、5.57% (議決権総数に対し5.57%) の希薄化 (本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換された場合は8.51% (議決権総数に対し8.51%) の希薄化) (小数点第三位を四捨五入)が生じるものと認識しております。

しかしながら、当社としては、このような希薄化が生じるものの、上記のとおり、本資金調達により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、本資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しました。

なお、本資金調達において、本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に交付される株式数に本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合に発行される総株式数を加えた株式数合計 1,540,610 株に対し、当社普通株式の過去6か月間における1日当たり平均出来高は 107,739 株であり、一定の流動性を有していることから、本資金調達は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1)	名				称	CVI Investments, Inc.			
(2) 所 在 :		地	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland						
(2)	171		114		70	House, Grand Cayman	KY1-1104, Cayman Islands		
(3)	設	<u>\frac{1}{1}</u>	根	拠	等	ケイマン諸島法に基づ	づく免税有限責任会社		
(4)	組	成	r	目	的	投資			
(5)	組		成		日	2015年7月1日			
(6)	出	資	の	総	額	開示の同意が得られて	開示の同意が得られていないため、記載していません。		
(7)	出資	資者・	出	資比:	率•	開示の同意が得られていないため、記載していません。			
(7)	出	資 者	皆の	機	要				
						名称	Heights Capital Management, Inc.		
						所在地	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミ		
(8) 業務執行 組合員の概要		執行			ントン、スイート 715、1201N オレンジストリート、				
		要		ワン・コマース・センター					
						代表者の役職・氏名	Investment Manager Martin Kobinger		
						事業内容	投資		

		資本金	開示の同意が得られていないため、記載してい
			ません。
		名称	該当ありません。
		所在地	該当ありません。
(9)	国内代理人の概要	代表者の役職・氏名	該当ありません。
		事業内容	該当ありません。
		資本金	該当ありません。
		当社と当該ファンド	該当ありません。
		との間の関係	
(10)	当社と当該ファン	当社と業務執行組	該当ありません。
(10)	ドとの間の関係	合員との間の関係	
		当社と国内代理人	該当ありません。
		との間の関係	

- (注) 1. 当社は、割当予定先との間で締結する予定の本買取契約において、割当予定先から、割当予定 先及びその業務執行組合員及び主な出資者が反社会的勢力ではなく、または反社会的勢力と何 らの関係ない旨の表明保証を受けております。さらに、割当予定先、業務執行組合員について、 反社会的勢力であるか否か、及び割当予定先、業務執行組合員及び主な出資者が反社会的勢力 と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セ キュリティー&リサーチ(代表取締役:羽田寿次、本社:東京都港区赤坂二丁目8番11号) に調査を依頼し、調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、割当予定先若し くはその業務執行組合員が反社会的勢力である、または割当予定先若しくはその業務執行組合 員が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。加えて、割当先 は Susquehanna International Group の自己資金によって組成されている旨、当社執行役員経 営管理本部長の栄靖雄が Heights Capital Management, Inc.の Asia Pacific 地域投資責任者 を通じて同社のヘルスケア投資責任者に確認をしており、Susquehanna International Group 及びその役員に対しても上述の反社会的勢力の調査を実施し、同様に反社会的勢力との接点は 見受けられませんでした。以上により、当社は、割当予定先並びにその業務執行組合員及び主 な出資者が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に 提出しております。
 - 2. 非公開のファンドである割当予定先に関する一部の情報については、当社執行役員経営管理本部長の栄靖雄が、Heights Capital Management, Inc. の Asia Pacific 地域投資責任者を通じて同社のヘルスケア投資責任者に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載していません。なお、割当予定先が開示の同意を行わない理由につきましては、CVI Investments, Inc. を含む Susquehanna International Group に属するエンティティは全て、外部資本の受け入れを行っていない非公開のエンティティであることから、資本構成や資本金・出資金の情報は極めて守秘性の高い情報であるためと聞いております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2.募集の目的及び理由」に記載の通り、バイオ新薬及び新規バイオ事業における研究開発を進展させるための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。そのような状況の中、当社の資本政策及び株主戦略について議論を行ってきたキャンターフィッツジェラルド証券株式会社に対し、当社よりリスク許容度の高い優良な機関投資家から資金調達を行いたい意向を伝えたところ、リスク許容力があり、かつバイオ領域に造詣がある海外機関投資家をご紹介頂ける旨説明がありました。そして、キャンターフィッツジェラルド証券株式会社が、国内外の上場企業に対する多数の投資実績を有し、高い投資判断能力とリスク許容力を有すると見込まれ

る投資家として選定した海外機関投資家であり、割当予定先の資産運用を行う会社である Heights Capital Management, Inc.の紹介を受けました。その後、当社執行役員経営管理本部長の栄靖雄が Heights Capital Management, Inc.の Asia Pacific 地域投資責任者を通じて、ヘルスケア投資責 任者かつシニアアナリストと同社米国拠点での面談を経て投資スタンス等の理解を深めた上で、当 社の資金ニーズについて相談したところ、具体的な資金調達提案を受けるに至りました。次いで、 Heights Capital Management, Inc.、キャンターフィッツジェラルド証券株式会社との面談を通じ て、提案内容について協議並びに確認しました。それらを社内で協議・検討した結果、案件の準備を 進めることで関係者間で合意に至り、本資金調達の仕組みが、当初のタイミングで一定の資金を確 保できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ追加的な資金調達ができる点において、 当社のファイナンスニーズに合致していると判断しました。割当予定先の属性についても当社内に て協議・検討しましたが、割当予定先はSusquehanna International Group が有する自己資金で運 用する米系機関投資家として保有資産も潤沢であり、また、割当予定先の資産運用を行う会社であ る Heights Capital Management, Inc. は、バイオ及びヘルスケア領域における造詣が深く、取得し た当社株式を中長期的に保有する方針であることを確認し、本新株予約権付社債及び本新株予約権 の割当ては適当であると判断しました。その結果、本資金調達の仕組みを採用し、CVI Investments, Inc. を割当予定先とすることを決定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針及び転換(行使)制限措置

本新株予約権付社債及び本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本買取契約上、割当予定先の実質的保有株式に係る議決権数が、当社の議決権総数の 9.99%を上回ることとなるような当社普通株式の発行を行わない旨を盛り込んでおります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先との間で締結する予定の本買取契約において、割当予定先は払込みに要する十分な財産を保有する旨の表明保証を受けております。また、当社は、割当予定先から、2018年12月31日現在の財産目録及び当該割当予定先が1億ドル以上の証券を保有していることにより米国証券法上の適格機関投資家と判定されているということを示す資料として2019年3月26日時点のQIB Certificate を受領しており、また、割当予定先の資産運用を行う会社である Heights Capital Management, Inc. に対するヒアリングにより現金化できる流動資産があること及び自己資金での払込みであることを伺っており、割当予定先に割り当てられる本新株予約権付社債並びに本新株予約権の発行及び行使に係る払込みに十分な財産を有することを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券賃貸借契約を締結する予定はありません。

(6) ロックアップについて

① 当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から払込期日後 270 日間を経過するまでの期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる証券または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(但し、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行、本新株予約権付社債の転換による当社普通株式の交付または本新株予約権若しくは発行済みの当社新株予約権の行使による

当社普通株式の交付(但し、発行済みの当社新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は、発行済株式数の5%以下とします。)、株式分割、当社の取締役等へのストック・オプションの付与(但し、当該ストック・オプションが行使された場合に交付される当社普通株式の数は、発行済みの当社新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数とあわせて発行済株式数の5%以下とします。)その他日本法上の要請による場合等を除きます。)を行わない(但し、当社の成長に寄与する等の正当な理由に基づく長期の戦略的パートナーへの第三者割当については除きます。)旨を合意する予定です。

- ② 当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から割当予定先が本新株予約権付社債または本新株予約権を保有している期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、その保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社または当社の子会社が発行者となる証券等であって、(A) 当該証券等の最初の発行後、または(B) 当社の事業若しくは当社普通株式の取引市場に関連する事由の発生により、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額または転換価額等が当社普通株式の株価に連動して調整されるものの発行若しくは処分または売却を行わない旨を合意する予定です。
- ③ 当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から割当予定先が本新株予約権付社債または本新予約権を保有している期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、本新株予約権付社債の下限転換価額または本新株予約権の下限行使価額を下回る払込金額による当社普通株式の発行または処分、及びその保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社または当社の子会社が発行者となる証券等で、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額または転換価額等が本新株予約権付社債の下限転換価額または本新株予約権の下限行使価額を下回るものの発行または処分を行わない旨を合意する予定です。
- ④ 当社は、割当予定先の承諾を得て上記①または②の発行等を行う場合で、割当予定先が要求した場合、上記①または②の発行等を行う証券等のうち本買取契約に従って算出される割合分について、他の相手方に対するものと同様の条件で割当予定先に対しても発行等を行う旨を合意する予定です。

8. 募集後の大株主及び持株比率

宏木 区 ・	
募集前(2019年3月31日現在)	
氏名	持株比率
ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社	46.56%
ナノキャリア株式会社	4. 92%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4. 40%
JSR 株式会社	3.38%
千寿製薬株式会社	2.73%
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社)	2. 42%
伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社	1.96%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社)	1.49%
株式会社SBI証券	1.43%
柿沼 佑一	1.03%

(注) 1. 本新株予約権付社債及び本新株予約権について、割当予定先との間で長期保有を約していないため、募集後の大株主及び持株比率を記載しておりません。なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による潜在株式数の合計は1,540,610株であり、割当予定先が当該潜在株式数を全て保有したと仮定した場合、2019年8月7日現在の発行済株

式総数 27,646,986 株に対する持株比率は 5.57%となります。なお、本買取契約上、割当予定先の実質的保有株式に係る議決権数が、当社の議決権総数の 9.99%を上回ることとなるような当社普通株式の発行を行わない旨が盛り込まれております。

- 2. 持株比率は発行済株式総数(自己株式を含みます。)に対する比率を記載しております。また、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。
- 3. 募集前の持株比率は、2019 年 3 月 31 日現在の株主名簿上の株式数を基に算出しております。
- 4. 当社は 2019 年4月1日付で株式会社セルテクノロジーの完全子会社化のための株式交換を実施しており、同日付で株式交換に係る普通株式7,250,740株を新規発行しております。なお、当該株式交換の実施により、2019年4月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、大友宏一氏が2019年4月1日現在で当社の株式を1,920,750株所有している旨が記載されています。

9. 今後の見通し

本資金調達による 2020 年 3 月期の業績に与える影響は軽微であります。また、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は適時適切に開示いたします。

10. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行規模は、「6.発行条件等の合理性(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであり、2019年8月7日現在の総議決権数に対して最大8.51%の希薄化にとどまります。このため、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと(本新株予約権が全て権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者より当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(単体)

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
売上高 (千円)	1, 089, 360	1, 059, 727	1, 021, 703
営業損失 (△) (千円)	△1, 184, 408	△913, 499	△805, 562
経常損失(△)(千円)	$\triangle 1, 176, 763$	△903, 215	△816, 562
当期純損失(△)(千円)	$\triangle 1, 224, 554$	$\triangle 904,557$	△856, 291
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△137. 01	△47. 27	△43. 84
1株当たり配当金(円)	_	_	_
1株当たり純資産(△)(円)	363. 39	134. 37	132. 55

(注) 2016年10月1日を効力発生日とした株式分割(1株を2株に分割)を実施しており、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産については、2016年3月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して算定しております。また、2018年7月1日を効力発生日とした株式分割(1株を2株に分割)を実施しており、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産については、2018年3月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2019年9月30日現在)

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	27, 646, 986	100.00%

現時点の転換価額(行使価額) における潜在株式数の総数	1, 934, 900	7.00%
下限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数の総数	_	_
上限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数の総数	_	_

⁽注)上記潜在株式総数 1,743,600 株分は新株予約権であり、191,300 株分は当社ストック・オプション制度に係るものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

		2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
4/5	法	2,999 円	1 200 ⊞	2,755 円
始	値	■1,541円	1, 390 円	▲798 円
뇹	値	4, 280 円	2 025 III	2,950円
高		■1,775円	3, 935 円	▲1,103円
<i>+</i> ++	2, 430 円 ■ 1, 270 円	2,430 円	1 070 ⊞	1,606 円
安		■ 1,270	11E.	1,078 円
4/7	8 値 3,010 円 ■1,395 円	3,010円	9 70F III	1,625 円
亦令		■1,395円	▲872 円	

- (注) 1. 2016年10月1日を効力発生日とした株式分割(1株を2株に分割)をしており、■印の株価は、当該株式分割による権利落後(2016年9月28日以降)の株価を示しております。
 - 2. 2018年7月1日を効力発生日とした株式分割(1株を2株に分割)をしており、▲印の株価は、当該株式分割による権利落後(2018年6月27日以降)の株価を示しております。

② 最近6か月間の状況

	2019年4月	2019年5月	2019年6月	2019年7月	2019年8月	2019年9月
始 値	874 円	818 円	634 円	635 円	677 円	702 円
高 値	884 円	843 円	650 円	758 円	784 円	820 円
安 値	791 円	627 円	568 円	628 円	603 円	624 円
終値	819 円	630 円	625 円	687 円	712 円	740 円

⁽注) 2019年9月の株価については、2019年9月27日現在で表示しております。

③ 発行決議前営業日における株価

	2019年9月27日
始 値	727 円
高 値	765 円
安 値	727 円
終値	740 円

- (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
- ① エクイティ・ファイナンスの状況
- ・第三者割当による新株発行

払込期日	2016年12月22日

調達資金の額	500, 000, 592 円			
発行価額	1,456 円			
募集時における 発行済株式数	9, 024, 716 株			
当該募集による 発行株式数	343, 407 株			
募集後による 発行済株式数	9, 368, 123 株			
割当先	JSR 株式会社			
発行時における 当初の資金使途 及び支出予定時 期	具体的な使途 バイオシミラー事業 ① GBS-002~009 のうち1品目の製造プロの検討にかかる費用 ② 新規バイオシミラーパイプラインの 2 株構築、製法プロセス・品質の検討にバイオ新薬事業 バイオ新薬の新たなシーズ探索研究及験にかかる研究開発費用	2品目の細胞かかる費用	金額 (百万円) 147 235	支出予定時期 2016年12月~ 2019年3月 2016年12月~ 2018年10月 2016年12月~ 2018年12月~ 2018年12月
	具体的な使途 バイオシミラー事業	充当済金額 (百万円)	未充当残高 (百万円)	未充当残高の 支出予定時期
	① GBS-002~009のうち1品目の製造プロセス・品質の検討にかかる費用	147	_	2016年12月~2019年3月
現時点における 充当状況	新規バイオシミラーパイプラインの ② 2品目の細胞株構築、製法プロセス・ 品質の検討にかかる費用	235	_	2016年12月~2018年10月
	バイオ新薬事業 バイオ新薬の新たなシーズ探索研究 ③ 及び非臨床試験にかかる研究開発費 用	113	-	2016年12月~ 2018年12月

・第三者割当による新株発行

払込期日	2017年3月27日		
調達資金の額	301, 897, 800 円		
発行価額	1,511 円		
募集時における 発行済株式数	9, 368, 123 株		
当該募集による 発行株式数	199,800 株		
募集後による 発行済株式数	9, 567, 923 株		
割当先	伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社		
発行時における 当初の資金使途	具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
及び支出予定時期	バイオシミラー事業 当社で開発中の本バイオシミラーの商用原薬生産に向 けた製造スケールアップ及び品質の検討にかかる費用	297. 3	2017年4月~2018年9月

	具体的な使途	充当済金額 (百万円)	未充当残高 (百万円)	未充当残高の 支出予定時期
現時点における	バイオシミラー事業			
充当状況	当社で開発中の本バイオシミラーの商 用原薬生産に向けた製造スケールアッ プ及び品質の検討にかかる費用	297. 3	_	2017年4月~2018年9月

・第三者割当による新株予約権発行

割当日	2018年6月19日				
発行新株予約権	15,000 個				
数	本新株予約権1個当たり397円				
発行価額	(本新株予約権の払込総額 5, 955, 000	円)			
発行時における	2 050 455 000 円 (苦己工時無答妬)				
調達予定資金の 額	3, 059, 455, 000 円 (差引手取概算額)				
割当先	大和証券株式会社				
募集時における 発行済株式数	9, 567, 923 株				
当該募集による潜在株式数	潜在株式数:1,500,000株(本新株予約	的権1個当た	こり 100 株)		
現時点における 行使状況	1, 256, 400 株				
現時点における					
調達した資金の	1, 018, 415, 094 円				
	具体的な使途		金額 (百万円)	支出予定時期	
発行時における 当初の資金使途	バイオシミラー事業 GBS-002~011 のうち3品目に係る製造方法の最終 ① 化、商用品の供給に向けた準備、製造販売承認の取得に向けた申請等の準備にかかる費用		1, 350	2019年4月~2022年12月	
及び支出予定時 期	新規バイオシミラーパイプライン1~2品目の製② 法プロセス開発、品質試験及び非臨床試験にかかる費用		650	2019年4月~2022年3月	
	バイオ新薬事業及び再生医療事業				
	③ 既存バイオ新薬の研究開発費用及びバ 導入・新規バイオ事業(再生医療)の		1, 059	2019年4月~ 2023年3月	
	具体的な使途	充当済金額 (百万円)	未充当残高 (百万円)	未充当残高の 支出予定時期	
現時点における充当状況	バイオシミラー事業 GBS-002~011のうち3品目に係る製造方法の最終化、商用品の供給に向けた準備、製造販売承認の取得に向けた申請等の準備にかかる費用	518	500	2019年4月~2022年12月	
	新規バイオシミラーパイプライン1 ② ~2品目の製法プロセス開発、品質 試験及び非臨床試験にかかる費用	-	-	2019年4月~2022年3月	
	バイオ新薬事業及び再生医療事業 既存バイオ新薬の研究開発費用及び ③ バイオ新薬の導入・新規バイオ事業 (再生医療)の拡充費用	-	-	2019年4月~2023年3月	

(注) 当社は、2018 年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、募集時に おける発行済株式数及び当該募集による潜在株式数は同株式分割前の数値であります。 ② 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等変更はありません。

以上

(別紙1)

株式会社ジーンテクノサイエンス第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付) 発行要項

1. 社債の名称

株式会社ジーンテクノサイエンス第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株 予約権付社債間限定同順位特約付)(以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを 「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 社債の総額

金600,000,000円

3. 各社債の金額 金20,000,000円の1種

4. 払込金額

各本社債の金額 100 円につき金 100 円

5. 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券を発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

6. 利率

本社債には利息を付さない。

7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

8. 申込期日

2019年10月16日

9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日 2019 年 10 月 16 日

10. 募集の方法

第三者割当ての方法により、CVI Investments, Inc.に全額を割り当てる。

- 11. 本社債の償還の方法及び期限
 - (1) 本社債は、2022年10月17日にその総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。
 - (2) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
 - (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債または本新株予約権の 一方のみを消却することはできない。
 - (4) 当社が本項に従った支払いをする場合、利息制限法に定める制限の範囲内で行われるものとする。
- 12. 本新株予約権の内容
 - (1) 本社債に付された本新株予約権の数 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計30個の本新株予約権を発行する。
 - (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行しまたはこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行または処分を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を本項第(4)号(ロ)に定める転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額またはその算定方法
 - (イ) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、 出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。
 - (ロ) 転換価額は、当初740円とする。但し、転換価額は下記(ハ)及び(ニ)の規定に従って修正または調整される。

(ハ) 転換価額の修正

2020年4月17日、2020年10月17日、2021年4月17日、2021年10月17日、2022年4月17日及び2022年10月17日(以下、個別にまたは総称して「修正日」という。)において、当該修正日に先立つ15連続取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い2つの価額の合計金額を2で除した金額(1円未満の端数切り上げ)の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、または当該修正日において有効な転換価額のいずれか低い方に修正される。但し、修正日にかかる修正後の転換価額が370円(以下、「下限転換価額」といい、下記(二)第3号、第4号及び第9号の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とする。

(二) 転換価額の調整

- ① 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記第②号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行または当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(下記第②号(ii)の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権または新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記第②号(iii)に定義する取得価額等。また、下記第②号(iii)の場合は、下方修正等が行われた後の取得価額等)が、下記第②号において調整後の転換価額の適用開始日として定める日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該払込金額または取得価額等と同額(但し、調整後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、下限転換価額)に調整される。
- ② 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - (i) 当社普通株式を新たに発行し、または当社の保有する当社普通株式を処分する場合 (無償割当てによる場合を除く。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社また はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に 定める関係会社をいう。以下同じ。)の取締役その他の役員または使用人に当社普通 株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行 使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請 求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換 または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後の転換価額は、払込 期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)以降、またはかか る発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある

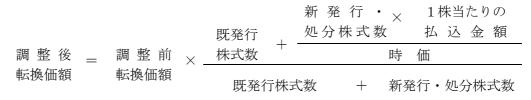
場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式または当社普通株式の交付を 請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下、「取得請 求権付株式等」と総称する。)を発行または付与する場合(但し、当社またはその関 係会社の取締役その他の役員または使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。) 調整後の転換価額は、払込期日(払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予 約権の場合は割当日)以降または(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用 する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その 日の翌日以降これを適用する。
- (iii) 取得請求権付株式等(当社またはその関係会社の取締役その他の役員または使用人に割り当てられたものを除く。)の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下、「取得価額等」という。)の下方修正等が行われた場合調整後の転換価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。
- (iv) 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (v) 本号(i)及び(ii)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(i)及び(ii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

株式数 = 調整前 - 調整後 転換価額 - 転換価額 × 調整前転換価額により 当該期間内に交付された株式数 調整後転換価額

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

③ 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記第④号に掲げる各事由により当社の 普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算 式(以下、「株式分割等による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。



- ④ 株式分割等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - (i) 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
 - (ii) 株主に対する無償割当てにより普通株式を発行または処分する場合 調整後の転換価額は、無償割当ての効力発生日以降、または無償割当てのための基準 日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - (iii) 本号(i)及び(ii)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日 以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 (i)及び(ii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降こ

れを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに 本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社 普通株式を交付する。

株式数 = (調整前 - 調整後 × 調整前転換価額により 転換価額 - 転換価額 × 当該期間内に交付された株式数 調整後転換価額

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

⑤ 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記第⑥号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下、「特別配当による転換価額調整式」といい、株式分割等による転換価額調整式とあわせて「転換価額調整式」と総称する。)をもって転換価額を調整する。

 調整後
 =
 調整前 ×
 時価
 1株当たり特別配当

 転換価額
 転換価額
 時価

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る事業年度の最終の基準 日における割当株式数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位 未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ⑥ (i) 「特別配当」とは、2022年10月17日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。
 - (ii) 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第 454 条または第 459 条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月 10 日以降これを適用する。
- ⑦ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円 未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要 とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額 に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- ⑧ (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を 四捨五入する。
 - (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、株式分割等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額が初めて適用される日、特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の剰余金の配当に係る最終の基準日にそれぞれ先立つ 45 取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (iii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第④号(i)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まない

ものとする。

- ⑨ 上記第②号、第④号及び第⑤号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債の保有者(以下、「本新株予約権付社債権者」という。)と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
 - (i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換または合併のために転換価額の調整 を必要とするとき。
 - (ii) その他当社の普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の 転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する 必要があるとき。
- ⑩ 上記第②号、第④号及び第⑥号の規定にかかわらず、上記第②号、第④号または第⑥号 に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日が上記(ハ)に基づく転換価額の修正の効力発生日と一致する場合には、当社は、必要な転換価額及び下限転換価額の調整を行う。
- ① 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第②号(v)及び第④号(iii)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間

2019 年 10 月 16 日から 2022 年 10 月 17 日まで(以下、「行使請求期間」という。)とする。 但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。

当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に 関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- (9) 本新株予約権の行使請求の方法
 - (イ) 本新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使する場合、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に第18項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (ロ) 本号に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。
 - (ハ) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達した日に発生する。
- (10) 当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録または

自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

13. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が 国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約 権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債 型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法 第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債 を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

14. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

15. 元利金支払事務取扱場所 (元利金支払場所) 株式会社ジーンテクノサイエンス 経営企画部

16. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但 し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に 通知する方法によることができる。

17. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告または通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

18. 行使請求受付場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

19. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

20. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

株式会社ジーンテクノサイエンス第9回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社ジーンテクノサイエンス第9回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2. 申込期日

2019年10月16日

3. 割当日

2019年10月16日

4. 払込期日

2019年10月16日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をCVI Investments, Inc. に割り当てる。

- 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 729,800 株とする(本新株予 約権 1 個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は 100 株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数=調整前割当株式数×分割・無償割当て・併合の比率

また、上記のほか、調整後割当株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社は、調整後割当株式数を合理的な範囲で調整することができる。

- (3) 調整後割当株式数は、当社普通株式の分割又は併合の場合は、分割又は併合のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての場合は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 7. 本新株予約権の総数

7,298 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 479 円 (本新株予約権の目的である株式1株当たり 4.79 円)

- 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初740円とする。

10. 行使価額の修正

行使価額は、2020年4月17日、2020年10月17日、2021年4月17日、2021年10月17日、2022年4月17日、2022年4月17日、2022年10月17日、2023年4月17日及び2023年10月17日(以下「修正日」という。)の各日において、当該修正日に先立つ15連続取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い2つの価額の合計金額を2で除した金額(1円未満の端数切り上げ)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、または当該修正日において有効な行使価額のいずれか低い金額に修正される。但し、修正後の行使価額が370円(以下「下限行使価額」といい、第11項第(3)号、第(4)号及び第(9)号の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(下記第(2)号②の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記第(2)号③に定義する取得価額等。また、下記第(2)号③の場合は、下方修正等が行われた後の取得価額等)が、下記第(2)号において調整後の行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額(但し、調整後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額)に調整される。
- (2) 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、 次に定めるところによる。
 - ① 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を除く。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。)の取締役その他の役員又は使用人に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得請求権付株式等」と総称する。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)調整後の行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
 - ③ 取得請求権付株式等(当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に割り当てられたものを除く。)の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下「取得価額等」という。)の下方修正等が行われた場合調整後の行使価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。
 - ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された ものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合調整後の行使価額は、取得日

の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(4)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「株式分割等による行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

- (4) 株式分割等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の 適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
 - ② 株主に対する無償割当てにより普通株式を発行又は処分する場合 調整後の行使価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある 場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ③ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(5) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(6)号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による行使価額調整式」といい、株式分割等による行使価額調整式とあわせて「行使価額調整式」と総称する。)をもって行使価額を調整する。

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る事業年度の最終の基準日における割当株式数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (6) ① 「特別配当」とは、2023年10月17日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。
 - ② 特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第 454 条又は第 459 条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月 10 日以降これを適用する。
- (7) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (8) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五 入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、株式分割等による行使価額調整式の場合は調整後の行使価額が初めて適用される日、特別配当による行使価額調整式の場合は当該事業年度の剰余金の配当に係る最終の基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(4)号①の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (9)上記第(2)号、第(4)号及び第(5)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (10) 上記第(2)号、第(4)号及び第(6)号の規定にかかわらず、上記第(2)号、第(4)号又は第

- (6)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第 10 項に基づく行使価額の修正の効力 発生日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (11) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株 予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及 びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤及び第(4)号③に 定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日 以降速やかにこれを行う。
- 12. 本新株予約権を行使することができる期間 2019年10月17日から2023年10月17日までとする。
- 13. その他の本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。
- 14. 本新株予約権の取得条項 該当事項なし
- 15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- 16. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に 振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- 17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結した買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算 定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、 割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参 考に、本新株予約権1個の払込金額を金479円とした。

19. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 行使請求受付場所

三菱 UF I 信託銀行株式会社 証券代行部

21. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 日本橋支店

- 22. その他
 - (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上